

答申保第62号
令和3年3月3日
(諮問保第81号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年2月29日付けで「〇年か〇年頃だったかと記憶するが…（中略）…私についての個人情報」の保有個人情報開示請求を行い、当該開示請求書は令和2年3月3日に実施機関に到達した。

これに対し実施機関は、保有個人情報を特定できないとして、審査請求人に対して令和2年3月12日付けで補正を求め、審査請求人は、令和2年3月15日付けで補正書を提出し、開示請求に係る個人情報の内容を、「〇年〇月、私が鹿児島県警の警察官から職務上の質問を受けた件に関して、鹿児島県警の警察官が作成した書類中の私に関する情報」と補正した。

これに対し実施機関は、令和2年4月9日付け鹿務第832号で、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年7月11日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、保有個人情報を開示すべきとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 〇年〇月〇日頃のことと思料するが、私の個人携帯電話に「〇-〇-〇」（〇〇）の電話番号から着信が入った。〇〇に誰かが書類を提出したが、その書類に私の電話番号が記載されていたとのことであった。質問に答えるだけで電話は終わったが、何者かが私の電話番号を勝手に使っているともとれる内容であり、再度折り返し電話をかけたが、明確ではない回答しか得られないままであった。

当該処分庁に所属する警察官より、他人が私の電話番号を勝手に使っているかのような話を聞いている。そのような話を私にした以上、担当警察官は後々情報公開請求

等もあろうかと思料し記録を残すべきであるし、残した筈である。従って、経緯に関する記録が残っていない（保有個人情報が存在しない）というのは不自然である。

ウ 正当な事由に基づく当該「公文書」の解釈的・物理的不存在はあり得ず、当該「公文書」は存在するから、原処分において不存在とした判断には事実誤認が認められ違法である。

処分庁行政機関の職員が組織的に用いるものとして職務上において文書作成のうえ「公文書」として保有した筈である。

また、公文書保存期間が過ぎたとの理由で破棄した等とは考えにくい。

エ 保有個人情報が存在しないとの結論に至るには、当然に該当書類を特定したうえで、その書類に私の情報があるかどうかの確認を行ったからこそ、そのような結論に至った筈である。これは結果として、処分庁において書類を特定でき得たことを自認した事に他ならない。「開示書類を特定できない」等と手続きの過程において判断し、私に対して何度もそのように発したのは裁量権の逸脱にあたり違法である。

オ 処分庁は原処分はおろか、審査請求に対する弁明書においてもなお文書の不存在を主張している。これは「本来書類を作成し記録を残すべきであるが残していない」と黙示で認めているようにも受け取れる。「書類を作成し残すべきところを残していない」という行為は、開示請求する機会を阻害するものであり違法性ないし不当性を有し、信頼を裏切ったという点においても信義則に反し違法である。

カ 当初から、開示書類を特定できない事から「不受理」との発言があった。最終的には当該手続は進んでおり、この行政手続法令違背及び違反については治癒されている点は認めるが、申請手続を阻害しようとする意図で不当な発言があったという点についてまで治癒されるものではない。

キ 補正に要する期間を除いても条例第18条1項の決定期間15日を超えている。

ク 「あなたの請求に係る保有個人情報は存在しない」との正当な理由があるというのであれば、最初から正当事由でもって、正々堂々と不開示処分すれば良い筈であるところ、数々の詭弁を弄する点につき処分庁に不審が認められる。

「保有個人情報は存在しない」、「不受理」発言、「特定できない」との裁量権の濫用、手続の瑕疵、攻撃防御法を探らんとする姿勢等の数々は私を愚弄しているとしか思えない。また、公務員としての職務上の注意義務も尽くしておらず違法である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

〇年〇月、鹿児島県警察〇〇からの電話の中で、審査請求人が本県警察官から質問を受けた件に関して、本県警察官が作成した書類中の審査請求人に関する情報

(2) 不開示決定の理由

請求内容に合致する事案の取扱いや文書の有無について調査し、調査結果から条例第17条第2項に基づき不開示決定（不存在）としたものである。

なお、調査に当たっては、県警察本部各所属、〇〇及び〇〇を調査対象としたほか、〇年当時、〇〇に勤務していた職員に対して、当該内容についての聞き取り調査を行った。

(3) 手続の違法性の有無等

ア 手続の段階で「不受理」との発言があったとしても、本件開示請求書は令和2年3月3日付けで受け付け、開示請求事務手続の規定に基づき、同日付の文書受付印が押印され、受付年月日欄に受付日を記入した当該開示請求書の写しを審査請求人に送付しており、当該手続が正確に行われていることは明らかである。

イ 当該開示請求を受け付けた令和2年3月3日時点においては、決定期間は条例改正前の決定期間である30日（補正に要する期間を除く。）が適用されていた。

ウ 審査請求人に対する「行政活動」の違法性については、実施機関に対象保有個人情報が存在しておらず、認否の限りではない。

エ 処分庁の開示請求に係る手続についても、条例にのっとり適正に手続が行われていることは明らかであり、違法性は認められない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年8月12日	諮問を受けた。
11月4日	諮問実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
11月18日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
令和3年1月29日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
2月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報保有していないため、条例第17条第2項に該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分を取り消すとの裁決を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

また、審査請求人は、上記2(3)キのとおり、本件処分の決定期間が条例に定める期間を超えている旨を主張していることから、開示決定等の期限についても併せて検討する。

イ 対象保有個人情報の不存在を理由とする不開示の妥当性について

(ア) 実施機関における文書の保存について

鹿児島県警察における文書については、鹿児島県警察文書管理規程（平成13年訓令第18号。以下「文書管理規程」という。）第33条に基づき、保存期間が1年未満であるものを除き、文書管理表又は電磁的記録管理表により分類、管理しなければならないこととなっており、文書管理規程第39条に基づき、公文書の保存期間の区分は、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び30年とされている。

(イ) 対象保有個人情報について

実施機関の説明によると、対象保有個人情報が記載された公文書を特定するため、〇年（〇年）〇月に作成された公文書のうち、開示請求者の氏名又は電話番号が記載されたものの有無について、県警察本部各所属、〇〇及び〇〇に対して調査を行った。

また、〇年当時、〇〇に勤務していた職員に対して、当該内容についての聞き取り調査を行った。

その結果、対象保有個人情報が記載された公文書の存在を確認できなかった。

上記の実施機関の文書の探索の方法及び範囲について、特段の問題はないと認められ、また、対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 開示決定等の期限について

(ア) 条例第18条第1項

開示請求書が実施機関に到達した令和2年3月3日時点における条例第18条第1項では、開示決定等は、「開示請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」と規定している。

なお、同項中「30日以内」を「15日以内」に改正する内容の鹿児島県情報公開条例及び鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和元年条例第20号。以下「一部改正条例」という。）は令和元年12月24日に公布され、令和2年4月1日から施行されている。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

この一部改正条例の附則において、改正後の第18条の規定は、この一部改正条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例によると規定されている。

(イ) 開示決定等の期限について

本件開示請求は令和2年3月3日に実施機関に到達していることから、(ア)のとおり、条例第18条第1項に定める開示決定等の期限は「30日以内」が適用されることとなり、本件処分はこの期限以内に行われている。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。